

外国免許切替 必要書類一覧

- ・ 各必要書類等は、原本（コピー不可）を持参し、窓口に提出してください
- ・ 書類審査の結果によっては、下記に示した以外の証明書等が必要となる場合があります

必要な書類
☐ 外国免許証（有効期限の切れていないもの） →外国の運転免許証とパスポート等に記載の氏名が異なる場合は、その理由を疎明する公的な証明書が必要です。
☐ 外国免許証の日本語による翻訳文 →（一社）日本自動車連盟【JAF】、ジップラス株式会社、当該免許証を発給した行政庁等又は領事機関、ドイツ自動車連盟、（公財）日本台湾交流協会が作成したものに限りします。
☐ 在留カード（外国籍の方のみ）
☐ 住民票の写し（コピー不可） →日本国籍の方は本籍、外国籍の方は国籍、在留資格、在留期間及び在留期間の満了日が記載されているものに限りします。 →個人番号が記載されていないものであり、6か月以内に発行されたものに限りします。
☐ パスポート →免許証の取得時に当該国に滞在していたこと及び申請時の外国免許を取得してから3か月以上の滞在が確認できるパスポート等（免許取得国の出入国スタンプが確認できること）が必要です。 →パスポートの出入国スタンプを確認できない場合、免許発給国発行の出入国記録証明、滞在証明等が追加で必要になります。 ※ 下記参照：「外国免許の発給国の滞在期間を証明する書類」
☐ 申請用の顔写真（縦3cm×横2.4cm） →6か月以内に撮影されたものに限りします。 →原則無帽で、裏面に申請者氏名、撮影年月日を記入してください。
☐ 黒色のボールペン（消せるボールペンは不可）
☐ 日本の運転免許証（失効した運転免許証も含む、所持されている方のみ）

※ 必要書類について確認・質問等がある方は予約電話受付時間（平日：午後3時から午後5時までの間）にお問い合わせをお願いします。

◇ 外国免許の発給国の滞在期間を証明する書類

- ※ 運転免許を取得した国に免許取得後3か月以上滞在していたことを証明するために必要な書類は以下のものです。
- ① 現在有効なパスポート
 - ・ 出入国のスタンプ等が確実に押されているものがが必要です。スタンプが汚損等で確認できない場合やスタンプ等が押されていない場合は、滞在を確認できない場合があります。
 - ・ 滞在期間を確認するために古いパスポートが必要な場合がありますので新しいパスポートと一緒に用意してください。また、二重国籍の方はそれぞれの国のパスポートを用意してください。
- ※ 出入国の自動化ゲートが導入されている国等については、パスポートの出入国スタンプによる滞りの確認ができない場合があります。
- ② 滞在証明書もしくは出入国記録
外国免許取得後、当該外国免許の発給国に3か月以上滞在したことを証明する領事館等の公的機関が発給した滞在証明又は出入国記録証明等。
- ③ ①、②の資料以外の滞在期間を確認（充足）する資料
 - ・ 在職（在学）証明及び給与支払証明
 - ・ 学校の成績表及び卒業証明書
 - ・ 賃貸契約書及び家賃支払証明
 - ・ 公共料金の支払い明細 など
- ※ 申請者本人名義のもので期間が明記されたものをご準備ください。
また、上記の書類1種類のみでは3か月以上の滞在を証明できない場合があります。
複数の種類で可能な限り長い期間のものをご準備ください。

外国免許切替 国別必要書類一覧

- ・ 各必要書類等は、原本（コピー不可）を持参し、窓口に提出してください
- ・ 書類審査の結果によっては、下記に示した以外の証明書等が必要となる場合があります

国・地域		必要な書類
アメリカ		出入国記録証明（米国国土安全保障省：個人情報公開請求） →上記証明が用意できない方は滞在証明 （雇用、給与、大学等卒業証明、アパート賃貸借契約等） ドライビングレコード
	アメリカ国籍（ビザを含む）以外の方	出入国記録証明（I-94(Web)で確認可能な方は、印刷して持参）
アフガニスタン		ドライビングレコード
イギリス		出入国記録証明(PASSENGER HISTORY 《UK VISAS IMMIGRATION》)
イラン		滞在証明（大使館）
フランス		滞在証明（大使館）
エジプト		パスポート記載の出入国記録(アラビア語)の日本語による翻訳資料、I Dカード ドライビングレコード
ブラジル		出入国記録証明 ドライビングレコード
カナダ		出入国記録証明（TRAVELLER HISTORY REPORT 《CANADA BORDER SERVICES AGENCY》） ドライビングレコード
シリア		運転免許の大使館証明（本国の物でも可）、ドライビングレコード パスポート記載の出入国記録(アラビア語)の日本語による翻訳資料
中国		居民身分証 基本信息(公安局発行) →地域によって別の名称（登記情報、証明等）が使われていることもあります 公安局交付の黒い免許カバー 出入国記録証明(国家移民管理局:中国サイト)
香港		出入国記録証明、ドライビングレコード、I Dカード(香港)
台湾		出入国記録証明 ドライビングレコード
インド		DL STATUS(Webで入手) ドライビングレコード（本国で入手）
インドネシア		ドライビングレコード 出入国記録証明(パスポートに出入国スタンプがない場合)
韓国		ドライビングレコード 出入国記録証明（大使館等）
マレーシア		出入国記録証明（大使館等） ドライビングレコード(本国)
メキシコ		ドライビングレコード(本国)
ミャンマー		ドライビングレコード（初回取得日の分かるもの） 更新経歴証明(必要な場合があります)
ネパール		ドライビングレコード
オーストラリア		出入国記録証明（大使館HP掲載） ドライビングレコード
ニュージーランド		出入国記録証明、ドライビングレコード
パキスタン		大使館証明 ドライビングレコード
バングラデシュ		ドライビングレコード
フィリピン		オフィシャルシート マラカニアン（レッドリボン）又はアポストイーユ（2019.5～） ライセンスヒストリー(複数の種類の免許を所持されている場合)
サウジアラビア		パスポート記載の出入国記録(アラビア語)の日本語による翻訳資料 出入国記録証明(大使館)、ドライビングレコード
セネガル		大使館証明、ドライビングレコード
スリランカ		Driver Information Extract、大使館証明(氏名違い等)
タイ		ドライビングレコード、出入国記録証明
トルコ		ドライビングレコード、滞在証明（大使館）
ベトナム		GPLX(Web)で自身の免許を確認し、印刷して持参（大使館等発行の認証でもよい）

※1 ドライビングレコード（運転経歴証明）は上記に記載がない国等も取得できるのであれば審査時に提出してください。

2 必要書類について確認・質問等がある方は予約電話受付時間（平日：午後3時から午後5時までの間）にお問い合わせをお願いします。